

令和3年4月以降の埼玉県経営事項審査申請について <令和元年6月版手引からの主な変更点>

変更点		内 容	令和3年 4月改訂版 手引該当頁
1	オンライン予約	経営事項審査の予約は、埼玉県経営事項審査スマート予約システム (https://saitama-keishin01-smart.resv.jp/) で受付けます。	1頁、裏表紙
2	郵送受付での書類審査	申請書類等は、埼玉県県土整備部建設管理課あて郵送してください（予約日必着）。 申請書控え（受理印を押したもの）を除き、提出書類は返却しませんので、必ず写し（両面コピー推奨）を郵送してください。原本を提出するなどして、万が一損害が発生しても、本県は一切の責任を負いません。	1, 3～7頁
3	技術職員名簿（20005帳票）の評価対象者の拡大	審査基準日時点で以下の建設キャリアアップカードの交付を受けている技能者は、技術職員として評価されます。 レベル3技能者＝資格コード：703（2点） レベル4技能者＝資格コード：704（3点） 【確認資料】 能力評価（レベル判定）結果通知書	29頁
4	提出書類様式	ホームページにて公開済 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/keishin-youshiki.html) 1 その他の審査項目（社会性等）（20004帳票） 項番61、62「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」を追加 2 技術職員名簿（20005帳票） 項番82「CPD単位取得数」を追加 3 建設機械等の保有状況（埼玉県様式）の新設 「建設機械等の保有状況」と「建設機械のリース契約に関する申出書」を統合しました。 4 CPD単位内訳一覧表（埼玉県様式）の新設 （令和3年7月1日追記） CPD取得単位数をExcelで自動計算する様式を追加しました。	3, 19頁 3, 23頁 3, 36頁 4, 45頁

5	提出書類の簡素化	<p>1 次の書類は、原則<u>提出不要</u>になりました。</p> <p>(1) 法人番号等指定通知書又は法人番号公表サイトの写し</p> <p>(2) 過年度の事業年度終了報告書の写し</p> <p>(3) 法人税の確定申告書の控えの写し（決算期変更の場合を除く）</p> <p>(4) 労働条件証明書（埼玉県経営規模等評価申請書用）</p> <p>※裏付け書類として求めていた給与明細と給与台帳又は出勤簿の写しは引き続き提出してください。</p> <p>(5) 過年度の被保険者標準報酬決定通知書の写し（新規掲載者分を除く）</p> <p>(6) 技術職員名簿に記載されている資格の合格証等の写しのうち、有効期間の定めがなく、前回の経営事項審査において提出しているもの（変更の場合を除く。監理技術者資格者証及び講習修了証は必要。）</p> <p>2 次の書類の提出は、原則以下のとおり<u>省略</u>します。</p> <p>(1) 雇用保険の確認書類は、<u>審査基準日を含む期</u>の労働保険概算・確定保険料申告書（保険料納入通知書）及び領収済通知書（領収書）の写しのみで可（令和3年4月22日更新）</p> <p>(2) 健康保険・厚生年金保険の確認書類は、<u>審査基準日を含む月分</u>保険料の<u>領収済額通知書</u>の写しのみで可</p> <p>(3) 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写し等の提出は、建設工事の種類毎に請負代金の大きい<u>上位3件</u>のみで可（申請内容に疑義がある場合を除く）</p>	<u>3～7頁</u>
---	----------	--	-------------

令和3年4月以降の埼玉県経営事項審査申請について <令和元年6版手引からの主な変更点>

6	押印欄の廃止	<p>次の様式の<u>押印を不要</u>とします。(行政書士による代理申請の場合、押印の要否は行政書士法の規定によります。)</p> <p>(1) 様式第二十五号の十四(20001帳票)</p> <p>(2) 技術職員略歴書(県独自様式)</p> <p>(3) 経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号)</p> <p>(4) 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)</p>	<p>3, 8頁</p> <p>35頁</p> <p>3, 38頁</p> <p>3, 43頁</p>
7	登録基幹技能者の 講習修了証 有効期限	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月6日から令和2年12月31日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者について、令和2年12月31日まで有効期限内であるものとして取り扱います。</p>	<p>29頁</p>
8	監理技術者講習	<p>講習受講「1」の要件は、以下の①～⑤を全て満たした場合となります。</p> <p>〈監理技術者資格者証〉</p> <p>① 初回交付日が審査基準日より前</p> <p>② 有効期限が審査基準日より後</p> <p>③ 有する資格に技術職員名簿に記載した1級国家資格が記載</p> <p>④ 建設業の種類の有無に技術職員名簿に記載した業種に”1”</p> <p>〈監理技術者講習修了証〉</p> <p>⑤ 修了年月日が審査基準日より前かつ審査基準日から5年以内</p>	<p>7, 24頁</p>

令和3年4月以降の埼玉県経営事項審査申請について <令和元年6月版手引からの主な変更点>

9	被保険者記号・番号等への マスキング処理	個人情報保護の観点から、以下の項目について黒塗りやマスキングテープ等によるマスキング処理を施した上で提出してください。 健康保険等の保険証（写）： <u>保険者番号、被保険者等記号・番号</u> 被保険者標準報酬決定通知書（写）： <u>被保険者整理番号</u>	7頁
10	解体工事業の技術 者認定の経過措置 の延長	とび・土工工事業の技術者を、解体工事業の技術者とみなす経過措置は令和3年3月31日が期限でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年6月30日を審査基準日とする申請分まで期間が延長されました。 (令和3年4月22日更新)	29頁
11	評価基準の 主な改正事項	1 技術職員数（Z1）に係る改正 2 労働福祉の状況に係る改正 3 建設業経理の状況（W5）に係る改正 4 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）に係る改正	—

■「1.1 評価基準の主な改正事項」に伴う新たな確認書類等について

※各項目の概要につきましては別ファイル「[経営事項審査の主な改正事項（令和3年4月1日改正）](#)」を御確認ください。

1 技術職員数（Z1）に係る改正

資格コード：005（4点）

【確認書類】

- ・1級第一次検定の合格証書（例：1級土木施工管理技術検定第一次検定合格証明書）等の監理技術者を補佐する資格を有することがわかるもの

2 労働福祉の状況に係る改正

【確認書類】

- ・中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営むものの労働災害補償制度への加入を証明する書面等

3 建設業経理の状況（W5）に係る改正

【確認書類】

- ・1級・2級登録経理試験の合格証
- ・1級・2級登録経理講習の修了証

【注意事項】

- ・対象となるのは登録経理試験に合格又は講習を受講した年度の翌年度の開始の日（4月1日）から5年経過していない者に限る。
- ・平成28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、経過措置として令和5年3月末までは評価対象となる。

4 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）に係る改正（令和3年4月22日更新）

●技術者について

【提出書類】

- ・CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）
- ・CPD単位内訳一覧表（令和3年7月1日追記）

【確認書類】

- ・技術職員が取得したCPD単位数を証する書面等
- ・審査基準日以前に6か月を超える常勤性を確認できる書類（例：被保険者標準報酬決定通知書2年分）

●技能者について

【提出書類】

- ・技能者名簿（様式第5号）

【確認書類】

- ・能力評価基準により技術職員が受けた評価を証する書面等（能力評価（レベル判定）結果通知書）
- ・建設工事に関する施工体制台帳のうち、作業員名簿等以下（1）～（3）に掲げる事項が記載された部分の写し（審査基準日時点で稼働している工事現場に関するもの※）

（1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）医療保険、厚生年金、雇用保険の加入状況等

- ・審査基準日以前に6か月を超える常勤性を確認できる書類（例：被保険者標準報酬決定通知書2年分）

※いつ時点での作業員名簿等を確認するかは今後変更する場合があります。

ただし、CPD単位を取得した技術者とレベルアップした技能者のいずれも該当なし（20004帳票において、項番61 CPD単位取得数と項番62 技能レベル向上者数がいずれも0）の場合、20004帳票項番62の技能者数と技能者名簿（様式第5号）の記載及び確認書類の提出は省略可とします。（この場合、技能者は0人とみなして審査します。（令和3年6月4日追記））